重要事項説明書（介護）

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 RENGE
主たる事務所の所在地	〒639-1066 奈良県生駒郡安堵町西安堵 500-19
代表者（職名・氏名）	代表取締役　西村　真二
設立年月日	2022 年 7 月 15 日
電話番号	0743－84－5442

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションれんげ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒639-1066 奈良県生駒郡安堵町西安堵 642-1 乾ハイツ A 102 号室	
電話番号	0743－84－5442　（事務所） 080－6362－6321（緊急携帯）	
指定年月日・事業所番号	2023 年 2 月 1 日指定	2961790033
管理者の氏名	西村　千里	
通常の事業の実施地域	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大和郡山市、奈良市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除きます。
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで ※尚、緊急の場合は除く。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤　2 人、非常勤　2 人	理学療法士	常勤　0 人、非常勤　0 人
准看護師	常勤　0 人、非常勤　0 人	作業療法士	常勤　0 人、非常勤　0 人
保健師	常勤　0 人、非常勤　0 人	言語聴覚士	常勤　0 人、非常勤　0 人

7. サービス提供の責任者

利用者様へのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管　理　者　　西村　千里

8. 利用料

利用者様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1） 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
20分未満	3,205円	321円	641円	962円
20分以上30分未満	4,808円	481円	962円	1,443円
30分以上１時間未満	8,402円	841円	1,681円	2,521円
１時間以上１時間30分未満	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円

＜准看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
20分未満	2,889円	289円	578円	867円
20分以上30分未満	4,329円	433円	866円	1,299円
30分以上１時間未満	7,565円	757円	1,513円	2,270円
１時間以上１時間30分未満	10,363円	1,037円	2,073円	3,109円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担3割）
１回につき（20分以上）	3,001円	301円	601円	901円
１回につき（40分以上）	6,003円	601円	1,201円	1,801円
１回につき（60分以上）	8,116円	812円	1,624円	2,435円

（注1）　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,104円	411円	821円	1.232円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,052円	206円	411円	616円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,236円	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,063円	307円	613円	919円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

初回加算（Ⅰ）	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算（Ⅱ）	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（訪問看護ステーション）	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6.126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（訪問看護ステーション）	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の1.に該当するものであること。	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算Ⅱ		2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	20,420円	2,042円	4.084円	6,126円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者（※）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,531円	154円	307円	460円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合 （1月に1回に限り）	510円	51円	102円	153円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額 基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の99%
業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の99%
医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	主治医から利用者が急性憎悪等によって一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示がある場合	1 日につき－97単位
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1回につき－8単位

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
20 分未満	3,093 円	310 円	619 円	928 円
20 分以上 30 分未満	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円
30 分以上 1 時間未満	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円

＜准看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
20分未満	2,787円	279円	558円	837円
20分以上30分未満	4,145円	415円	829円	1,244円
30分以上1時間未満	7,300円	730円	1,460円	2,190円
1時間以上1時間30分未満	10,016円	1,002円	2,004円	3,005円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金　※（注２）参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
1回につき（20分以上）	2,899円	290円	580円	870円
1回につき（40分以上）	5,799円	580円	1,160円	1,740円
1回につき（60分以上）	4,349円	435円	870円	1,305円

（注1）　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	2,593円	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	4,104円	411円	821円	1,232円

複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	2,052 円	206 円	411 円	616 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,236 円	324 円	648 円	971 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,063 円	307 円	613 円	919 円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
初回加算（Ⅰ）	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円
初回加算（Ⅱ）	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	3,063 円	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする者の場合 2 回）に限り）	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問予防看護加算（Ⅰ）（訪問看護ステーション）	以下の基準の全てに適合する場合 1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問予防看護加算（Ⅱ）（訪問看護ステーショ	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の 1.に該当するものであること。	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円

ン）					
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算Ⅱ		2,552 円	256 円	511 円	766 円
口腔連携強化加算	当該加算の体制を満たす場合 （1 月に 1 回に限り）	510 円	51 円	102 円	153 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額 基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合の減算	「理学療法士等の訪問回数が超過している場合」の減算が適用される場合	1 回につき－15 単位
	上記の減算が適用となっていない場合	1 回につき－5 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の 99%
業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の 99%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1 回につき－8 単位

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（60 分以上90分未満）に加算します。
※ 複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
※ 複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師と看護補助者（訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。）
※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。
※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
④真皮を超える褥瘡の状態にある者
⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。）は、死亡月に加算します。
※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを加算します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを算定します。
※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、加算します。
※高齢者虐待防止措置未実施減算は、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に、減算します。
※業務継続計画未策定減算は、業務継続の取り組みとして、以下の基準にいずれにも適合していない場合に減算します。
・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
※ 主治医(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
※ 地域区分別の単価（7 級地 10.21 円）を含んでいます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日の午前 9 時までに連絡があった場合	頂きません
利用日の午前 9 時までに連絡がなかった場合	利用者負担金の 100%の額

（注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（4） 支払い方法

上記（１）及から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10 日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 奈良中央信用金庫　法隆寺支店　普通口座 0582488
集金	サービスを利用した月の翌月の 25 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

（5） 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師　　西村　千里

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（6） 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性‥‥‥直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

（7）秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

（8）事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 各市町村　健康福祉部 福祉課	安堵町の場合 安堵町健康福祉推進室（福祉保健センター） 所 在 地　生駒郡安堵東安堵 958 番地 電話番号　0743-57-1590 (直通) ﾌｧｯｸｽ番号 0743-57-1592 (直通) 受付時間　9：00～17：30(土日祝は休み)
【家族等緊急連絡先】	氏　　名　　続柄 住　　所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤　務　先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度
補償の概要	利用者様にケガをさせたり、物を壊したりした場合に、相手方に与えた損害を賠償するもの。

（9）身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（10）記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から 5 年間保存します。

（11）衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（12）業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（13）サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

※指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき記載してください。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所 在 地　奈良県生駒郡安堵町西安堵 500-19 電話番号　0743-84-5442 ﾌｧｯｸｽ番号　0743-84-8462 受付時間　9:00～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 各市町村　健康福祉部 福祉課	安堵町の場合 所 在 地　生駒郡安堵町東安堵 958 番地 電話番号　0743-57-1590 (直通) ﾌｧｯｸｽ番号 0743-57-1592 (直通) 受付時間　9：00～17：30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所 在 地　橿原市大久保町 302 番 1 電話番号　0120-21-6899 受付時間　8:30～17:15（土日祝は休み）

（14）サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	－
【第三者評価機関名】	－
【評価結果の開示状況】	－

この契約の成立を証するため本証２通を作成し、甲乙各署名押印して１通ずつを保有します。

令和　　年　　月　　日

利用者（甲）　　住所

氏名　　㊞

代理人（選任した場合）　　住所

氏名　　㊞　続柄　（　　）

事業者（乙）　　事業者住所　奈良県生駒郡安堵町大字西安堵５００－１９

事業者（法人）名（株）Ｒ Ｅ Ｎ Ｇ Ｅ

代表者名　　代表取締役　西村　真二

事業所住所　奈良県生駒郡安堵町大字西安堵６４２－１
乾ハイツＡ１０２号室

事業所名　　訪問看護ステーション れんげ

管理者名　　西村　千里

上記の重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者　　所在地　　奈良県生駒郡安堵町西安堵 500-19
事業者（法人）名　株式会社 RENGE
代表者職・氏名　　代表取締役　西村　真二

説明者職・氏名　　管理者　　西村　千里

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所
氏 名　　印
電話番号

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
本人との続柄
氏 名　　印
電話番号